

## 第82回定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第82期 (2026年3月期)  
(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
2. 株式会社の支配に関する基本方針
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表
5. 株主資本等変動計算書
6. 個別注記表

日本空港ビルデング株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、  
書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面  
(電子提供措置事項記載書面) への記載を省略しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制を確立するため、日本空港ビルグループコンプライアンス基本指針（以下「コンプライアンス基本指針」という。）により、役員及び使用人の行動規範を定めるとともに、コンプライアンス推進委員会規程に基づきコンプライアンス推進委員会を設置する等、その推進のための体制を整える。
- ② コンプライアンス通報窓口（通報制度）を設置し、違法行為等の発生防止と万一発生した時における会社への影響を極小化するための体制をとる。
- ③ コンプライアンス統括部門が中心となり、研修会・説明会を開催し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ④ 取締役会規程及び経営会議規程を整備し、それらの会議体において各取締役の職務の執行状況について報告がなされる体制を整える。
- ⑤ 組織規程、就業規則等、法令及び定款に基づく各種社内規程を制定し、これに従い職務の執行がなされる体制を整える。
- ⑥ 内部監査部門において、各部門における職務執行の状況を監査する体制を整える。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理に関する社内規則等に従い適切に保存及び管理を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に係る体制を整備するため、当社グループ全体に関する損失の危険の管理に関する規程その他の体制に係わる基本規程を制定する。
- ② リスク管理委員会は、リスク管理委員会規程に基づき、各部門から定期的にリスク情報を収集し、その情報をもとに優先して取り組むべきリスクを特定し、定期的に更新する。
- ③ 重要性が高いと評価されたリスクについては、リスク管理委員会において対応策をとりまとめ、定期的に進捗状況を確認するとともに、経営会議及び取締役会へ適宜報告する。
- ④ 内部監査部門は、リスク管理体制に係るプロセスの妥当性・適正性を監査し、必要に応じて各部門に改善提言を行い、監査等委員会へ適宜報告する。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 「取締役会」は、取締役会規程に基づき、原則毎月1回、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督機能を果たす。
- ② 執行役員制度を導入し、監督と執行の分離及び意思決定の迅速化を図るとともに、執行機能の向上を図るため「経営会議」を設置する。「経営会議」は、経営会議規程に基づき常勤取締役及び執行役員等が出席し、原則毎週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議し、あわせて業務全般にわたる監理を行う。
- ③ 取締役の職務の確実かつ効率的な運営を図るため、組織規程を定める。
- ④ 会社の業務執行に関する各職位の責任と権限を明確にし、会社業務の効率的・組織的運営を図ることを目的とし、職務権限規程を定める。

#### **(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 日本空港ビルグループ会社管理規程を制定し、当社によるグループ会社の管理、当社・グループ会社間の業務の適正に関する基本方針を定め、グループ会社の業務執行の適正を確保する体制を整える。
- ② 当社は、グループとしての総合的な事業の進展とグループ会社の育成強化を目的にグループ経営会議を設置し、定期的な業務執行状況等の報告を受ける。
- ③ 当社及びグループ各社が社会のルールや倫理基準に沿った適切な行動をとるよう、コンプライアンス基本指針を策定するとともにコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制（贈賄等の禁止、反社会的勢力との関係遮断等を含む。）を確立する。
- ④ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に対応し、当社グループの財務報告の信頼性を確保する活動を推進する内部統制推進室を当社に設置して、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
- ⑤ 内部監査部門において、グループ各社の業務執行状況を監査する体制を整える。

**(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制**

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、内部統制に関する事項について監査等委員会に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査等委員会は、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人（子会社を含む。）に対して報告を求めることができるものとする。
- ② グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人又はこれらの者から内部統制に関する事項や重要事項等の報告を受けた当社の取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して報告する。

**(7) (6)の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会への報告については、コンプライアンス基本指針及び日本空港ビルグループコンプライアンス通報窓口運用規程に基づき、コンプライアンスに係る通報等及び調査協力をした使用人等を保護し、報告を理由とした不利益な取扱いを禁止する。

**(8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。また、監査等委員会の職務を補助すべき者として、監査等特命役員を選定する。

**(9) (8)の取締役及び使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を取締役から独立した役職に配置した場合には、その人事異動等に関して、監査等委員会と事前協議を行うこととする等により、取締役からの独立性を確保し監査等委員会の指示の実効性を確保する。

**(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理等を監査等委員が請求した場合は、会社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でない認められるときを除き、これを拒むことができないものとする。

## (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会の独立性を確保するとともに、監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断する要請を行う。
- ② 内部監査部門は、監査等委員会と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果を監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できるものとする。
- ④ 監査等委員は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。
- ⑤ 取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員からの調査又はヒアリング依頼に対し協力するものとする。

### ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会において決議された「業務の適正を確保するための体制」の運用の概要は次のとおりです。

#### (1) コンプライアンス体制

従前のコンプライアンス情報窓口を刷新し、①「グループ各社社内通報窓口」を当社の法務・コンプライアンス室へ統合、②「外部通報窓口」を会社と利害関係のない弁護士事務所へ変更、③取締役・執行役員に係るコンプライアンス違反事案を通報できる、独立性が高い「社外の監査等委員への通報窓口」の新設を行い、運用を開始している。

「コンプライアンス推進委員会」は、開催頻度を半期に1回から四半期に1回へ変更し、コンプライアンス通報の報告及び対応策の議論を行うとともに、コンプライアンス推進に関する方針の審議を行っている。

コンプライアンス教育については、当社及びグループ各社の役員、従業員等を対象としたe-ラーニングを年2回実施したことに加え、新入社員向けの研修動画の作成、研修会の実施などを行い、コンプライアンスの意識及び知識の向上に努めている。

これらの体制強化策を反映して、社会のルールや倫理基準に沿った適切な行動を取ることを定めた「日本空港ビルグループコンプライアンス基本指針」及び「コンプライアンス推進委員会規程」を改定した。

#### (2) リスク管理体制

リスクマネジメントの基本方針等を定めた「損失の危険の管理に関する規程その他の体制に係わる基本規程」を遵守するとともに、「リスク管理委員会」において、リスクマネジメント体制の着実な運用を図り、リスク調査により抽出された「優先リスク」等の課題への対応策に取り組み、対応状況を経営会議及び取締役会に適宜報告した。

### (3) 取締役の職務執行

「取締役会規程」に基づき、原則月1回、取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行に関する報告を受け、業務執行状況の監督を行った。

### (4) グループ会社管理体制

グループ管理及びガバナンス強化の観点から、取締役会での議論を重ねた結果、従前の「関係会社管理規程」を廃止し、グループ管理体制を明確に定めた「日本空港ビルグループ会社管理規程」を新たに制定した。本規程において、グループ各社の事業計画と事業運営を一体的に管理する組織として、当社に「主管部」を設け、グループ各社の情報が当社へ円滑に伝達されるよう報告体制を整えており、「グループ経営会議」においても、規程に基づくグループ経営体制強化の方針が共有されている。

なお、当該規程の施行日は、2026年4月1日であるが、グループ各社と主管部の連携によりグループ予算を策定するなど、一部の内容については、2025年度から先行して運用を開始している。

### (5) 内部監査体制

内部監査部門は、「内部監査規程」の改定と「内部監査実施基準」の新設を行い、当社及びグループ各社の業務執行状況を監査する体制の強化を図った。

2025年度は、従来のリスクを念頭においた取り組みと取引先の選定等に関する不適切事案への対応を踏まえ、グループガバナンスについて、業務プロセスの実効性、適切性や法令遵守の観点から、グループ会社を対象に、準拠性に着目した内部監査を実施している。

また、リスクマネジメントプロセスについても、「リスク管理委員会規程」に基づく実施プロセスに対して、その妥当性・適正性をモニタリングしている。

### (6) 監査等委員会の職務執行

監査等委員会の職務を補助すべき者として、監査等特命役員2名を配置し、監査等委員会の職務を補助する専任部署として、監査等委員会室を新設している。

監査等委員は、当社の取締役会に出席し、取締役会以外の重要会議には、常勤の監査等委員及び監査等特命役員が出席している。グループ会社の重要な会議は、各社の監査役を兼任する監査等特命役員等が出席している。いずれの会議体においても、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、適宜意見を述べるとともに、それらの状況や内容を監査等委員会に定期的に報告している。

監査等委員会は、内部監査部門、監査等委員及び会計監査人の間で、必要に応じて意見交換等を行うなどの連携を取り、監査の実効性の向上を図っている。また、新たな取り組みとして、代表取締役は、適宜、監査等委員会との対話を実施している。

再発防止策を着実に実行するため、継続的なモニタリングとして、監査等委員会において定期的なレビューを行っている。

## 株式会社の支配に関する基本方針

当社の会社支配に関する基本方針及び会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み、並びに会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの各概要は以下のとおりです。

### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様にご委ねられるべきものであると考えます。

当社は羽田空港において、航空系事業として国内線ターミナルの建設、管理運営を行い、2018年4月には東京国際空港ターミナル株式会社を連結子会社化し、国内線・国際線ターミナルを一体的に運用することで、より一層の効率的なターミナル運営会社として事業を行っております。一方、非航空系事業として、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空業界の急速な発展に即応したターミナルビルの拡充整備に努めており、また、これまで培ったノウハウを活かした空港外での事業展開を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）への理解が不可欠であると考えます。

また、当社は中長期的な増加が見込まれる訪日外国人による国内消費を取り込む施策を実施し、これらを支える、新たな価値を創造する環境の整備や株主・投資家に対する対話機会の拡大と各施策の確実性を高めるために組織・ガバナンスの再編・強化を図りながら、中期経営計画を着実に実行してまいります。

当社は、当社の事業活動や事業方針等を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が計画する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様のご判断に資するものであると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様のご判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。その詳細については、(3) ②をご参照ください。）に従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にごメリットのある

相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

## (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記(3)で記載するもののほか、以下の取り組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

### ① 中期経営計画に基づく取り組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、お客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めております。

### ② コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外役員を選任しております。当社は、従来監査役会設置会社でしたが、2022年6月24日開催の第78回定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行しました。原則毎月1回開催される取締役会は、取締役15名（うち、常勤取締役7名、独立社外取締役6名を含む非常勤の社外取締役8名）で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名及び独立社外取締役3名から構成され、監査等委員である取締役は、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視できる体制となっております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らし、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）により、大規模買付行為が行われる場合に関して大規模買付ルールを定めることとし、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続きについて定めております。これをもって、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとしております。

### ① 独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営

陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を発動しない旨の決議（以下「不発動決議」といいます。）の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

## ② 大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、定められた手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続等を経て、当社取締役会が下記②（カ）に定めるところに従い不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

### （ア）大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式による意向表明書（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を事前に当社に対して提出していただきます。

### （イ）大規模買付行為に関する情報の提出

大規模買付者から大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合、当社は当該大規模買付者に対し、改めてご提出いただく情報の項目を記載したリスト（以下「情報リスト」といいます。）を10営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

大規模買付者には、情報リストに基づき、株主の皆様のご判断及び下記②（エ）の独立委員会の検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付行為に関する情報」といいます。）を当社にご提出いただきます。

### （ウ）独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知しその旨を開示するとともに、大規模買付行為に関する情報を独立委員会に提出し、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

### （エ）独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、独立委員会検討期間として定められた期間内に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者に関する情報収集、及び当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、当社取締役会に対して、不発動決議を行うべき旨を勧告する決議（以下「不発動勧告決議」といいます。）を行うものとします。

### （オ）株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規

模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとします。

#### (カ) 取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、上記②（オ）に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

#### (キ) 大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、特定株主グループの行使に制約が付された新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

### ③ 株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、さらには、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を保証するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

## (4) 取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本対応方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社従業員の地位の維持を目的とするものでもありません。

① 本対応方針は、2023年6月28日開催の第79回定時株主総会においてその基本的内容につき、株主の皆様の前承認を受けております。当該株主総会の承認は、当該定時株主総会から3年を有効期間としま

す。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

- ② 本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会は不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不発動決議を行うこととしています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。
- ③ 当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。
- ④ 本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める適法性の要件及び合理性の要件を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会の2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。さらに、経済産業省公正な買収の在り方に関する研究会2023年8月31日付報告書「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の提示する企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則に則っております。

## (5) その他

本対応方針の有効期間は、2026年6月26日開催予定の当社第82回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社は、本対応方針の有効期間満了に先立ち、2026年5月15日開催の当社取締役会において、本対応方針の内容を一部改定した上、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）」（以下「新対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。なお、新対応方針については、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとし、承認が得られなかった場合には新対応方針は本定時株主総会の終結時をもって失効することといたします。承認が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、当該株主総会承認の趣旨の範囲内で、新対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うこととします。

新対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）」の継続についての本文をご覧ください。

（参考URL <https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/ir/>）

## 連結株主資本等変動計算書

第82期 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	38,126	54,083	92,678	△1,653	183,235
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△9,313		△9,313
親会社株主に帰属する 当期純利益			29,139		29,139
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				97	97
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	19,825	97	19,922
当 期 末 残 高	38,126	54,083	112,504	△1,556	203,158

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,103	69	198	776	4,148	10,963	198,347
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					—		△9,313
親会社株主に帰属する 当期純利益					—		29,139
自己株式の取得					—		△0
自己株式の処分							97
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,989	8	△35	1,043	3,005	8,609	11,615
連結会計年度中の変動額合計	1,989	8	△35	1,043	3,005	8,609	31,538
当 期 末 残 高	5,093	78	162	1,819	7,154	19,573	229,885

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 19社

東京エアポートレストラン株式会社  
 株式会社Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹  
 株式会社羽田未来総合研究所  
 コスモ企業株式会社  
 国際協商株式会社  
 株式会社日本空港ロジテム  
 株式会社ビッグウイング  
 日本空港テクノ株式会社  
 東京国際空港ターミナル株式会社  
 Air B I C 株式会社  
 株式会社羽田エアポートエンタープライズ  
 羽田エアポートセキュリティー株式会社  
 羽田旅客サービス株式会社  
 羽双(成都)商贸有限公司  
 LANI KE AKUA PACIFIC, INC.  
 株式会社 櫻商會  
 株式会社 社 濱 眞  
 ジャパン・エアポート・グランドハンドリング株式会社  
 会館開発株式会社

LANI KE AKUA PACIFIC, INC.は、2025年12月31日付で解散しておりますが、清算手続き中であるため、上記連結子会社に含めております。

- ② 非連結子会社の数 5社

グローバルサービス株式会社  
 有限会社 築地 濱 眞  
 Felix International LLC.  
 JAT DESIGN INTERNATIONAL INC.  
 Rock Island Tour Company, Ltd.

非連結子会社5社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社の数 3社

株式会社 エー ジー ピー  
 日本エアポートデリカ株式会社  
 東京空港交通株式会社

- ② 非連結子会社及び関連会社の株式会社清光社ほか12社の当期純損益及び利益剰余金等のうち、持分相当の合算額は、いずれも連結計算書類の当期純損益及び利益剰余金等に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

その他有価証券

原価法

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

棚卸資産

時価法

当社及び主たる連結子会社は売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、一部の連結子会社は最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

無形固定資産

（リース資産を除く）

当社は定率法、連結子会社は主として定額法

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価設定額とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社グループの取締役等への株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における債務見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、施設管理運営業、物品販売業、飲食業の3つの事業を展開しております。それぞれの事業における主な履行義務の内容、及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点等については、以下のとおりです。

なお、消化仕入及び業務委託店舗に係る収益等について、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引は顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

#### ア 施設管理運営業

施設管理運営業は、主に旅客ターミナルの建設、管理・運営、不動産賃貸等の事業を行っております。

家賃収入は、主に事務室家賃収入や店舗家賃収入で構成されており、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)等に基づき、収益を計上しております。

施設利用料収入は、主に旅客取扱施設利用料収入で構成されており、旅客取扱施設供用規程に基づき旅客から旅客取扱施設利用料を徴収するものであり、当社グループは当該収入を旅客共通の利用に供する施設に係る費用に充当し、旅客ターミナルの適切な管理運営を行う義務を負っております。当該履行義務は航空運送事業者が提供する旅客の航空輸送役務の完了をもって充足されるものであり、旅客の航空輸送役務の完了した時点において収益を認識しております。

その他の収入は、主に駐車料収入、ラウンジ収入、広告収入等で構成されており、当該履行義務は駐車サービスの提供、ラウンジ利用サービスの提供、広告盤面の掲載等の役務の完了をもって充足されるものであり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間に渡り定額で収益を認識しております。

#### イ 物品販売業

物品販売業は主に物販店舗の運営、卸売等を行っております。

国内線売店売上及び国際線売店売上については、物品を顧客に引き渡すことで履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点において収益を認識しております。

その他の売上については、主に他空港への卸売上で構成されており、物品が顧客に受領されることで履行義務が充足されると判断しており、当該物品が顧客に受領された時点において収益を認識しております。

#### ウ 飲食業

飲食業は主に飲食店舗の運営、及び機内食の製造販売等を行っております。

飲食店舗売上については、顧客に飲食サービスを提供することで履行義務が充足されると判断しており、顧客に飲食サービスを提供した時点において収益を認識しております。

機内食売上については、主に国際線航空会社への機内食販売による売上で構成されており、国際線航空会社から受注した製品を引き渡すことで履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点において収益を認識しております。

#### ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年～10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

##### 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段 ……

金利スワップ

・ヘッジ対象 ……

変動金利による借入金

ヘッジ方針

将来の金利の変動によるリスクを回避する目的で行っており、投機的な取引を行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の相場変動の累計額とヘッジ対象の相場変動の累計額とを比較して有効性の評価を行っております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ 借入金利息等の固定資産取得原価算入

一部の連結子会社において、旅客ターミナルビル等の建設期間中の借入金利息及び借入付随費用等については、取得原価に算入（当連結会計年度末累計額 4,517百万円）することとし、固定資産計上しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### （連結貸借対照表）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期貸付金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

### （連結損益計算書）

当連結会計年度より、費目別に区分掲記していた「販売費及び一般管理費」について、連結損益計算書の一貫性及び明瞭性を高めるため、「販売費及び一般管理費」として一括掲記する方法に変更しております。

当連結会計年度より、連結損益計算書の一貫性及び明瞭性を高めるため、前連結会計年度において営業外収益の「雑収入」として掲記していたものを営業外収益の「その他」に、営業外費用の「雑支出」として掲記していたものを営業外費用の「その他」に名称を変更して表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「工事負担金」及び「受取手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

### 3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを主要な財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。なお、施設管理運営業の収益には「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)等に基づく収益が含まれております。

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	施設管理運営業	物品販売業	飲食業	
家賃収入	21,958	－	－	21,958
施設利用料収入	68,374	－	－	68,374
その他の収入	27,432	－	－	27,432
国内線売店売上	－	15,572	－	15,572
国際線売店売上	－	97,174	－	97,174
その他の売上	－	41,306	－	41,306
飲食店舗売上	－	－	8,551	8,551
機内食売上	－	－	7,888	7,888
その他	－	－	1,564	1,564
外部顧客への売上高	117,765	154,053	18,004	289,823

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	23,333
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	24,717
契約負債 (期首残高)	159
契約負債 (期末残高)	235

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は、主に旅客取扱施設供用規程に基づき旅客から航空会社が徴収する旅客取扱施設利用料や当社が運営する物販店舗及び飲食店舗において顧客が利用するクレジットカード及び電子マネー等に伴う債権で構成されており、当該金額には代理人取引として第三者のために回収した金額も含めております。これらの債権の回収期間は主に1～2か月程度です。

2. 契約負債

契約負債は、主に広告収入等で構成されており、契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連するものであり、当社が契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

契約負債は連結計算書類においてその他の流動負債に含めております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	13,386百万円
繰延税金負債	101百万円

このうち、連結子会社である東京国際空港ターミナル株式会社の税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は繰延税金負債との相殺前の金額で14,217百万円となっております。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

ア 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に従い、会社分類の検討を行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。当期、羽田空港における国際線航空旅客者数は過去最高であった前期を上回り、国際線ターミナルビル運営会社である連結子会社の東京国際空港ターミナル株式会社の業績は堅調に推移しているため、引き続き過去の税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。当社グループの事業の根幹は、旅客ターミナルにおける事務室等の賃貸や航空旅客に対する物品の販売、飲食や旅行サービスの提供になります。そのため、主要賃貸先の航空会社や主要顧客である航空旅客への依存度が高いことから、当該事業計画は、国際線航空旅客者数や商品売上高の免税単価をもとに将来の収益等を予測して算定しております。

イ 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる東京国際空港ターミナル株式会社の事業計画における主要な仮定は、国際線航空旅客者数及び売上規模の大きい商品売上高の免税単価になります。国際線航空旅客者数は直近のフライトの実績及び航空会社が公表する今後のスケジュール等を基に国際線航空旅客者数の見積りを行っており、また、商品売上高の免税単価は当期における実績をもとに見積りを行っております。

ウ 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である国際線航空旅客者数及び商品売上高の免税単価の見込みは、見積りの不確実性が高く、国際線航空旅客者数及び商品売上高の免税単価の変動によって課税所得の見積り額も変動することから、繰延税金資産の見積り額に重要な影響を与えるリスクがあります。そのため、事業計画の前提となっている国際線航空旅客者数が変動した場合及び商品売上高の免税単価が変動した場合は、繰延税金資産が変動する可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	現金及び預金	56,565百万円
	売掛金	37百万円
	建物及び構築物	82,608百万円
	機械装置及び運搬具	614百万円
	土地	53百万円
	投資有価証券(注)1.	6,602百万円
	その他の投資等	1,000百万円
	計	147,481百万円

(注) 1. 関係会社及び投資先の借入金等を担保するため、物上保証に供しております。

2. 上記のほか、当連結会計年度において連結処理により相殺消去されている投資有価証券8,520百万円、関係会社株式13,530百万円、長期貸付金8,510百万円、売掛金66百万円を担保に供しております。

② 担保資産に対応する債務	短期借入金 (1年以内返済長期借入金を含む)	7,176百万円
	長期借入金	56,072百万円
	計	63,248百万円

### (2) 国庫補助金等の交付により取得した固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

有形固定資産の圧縮記帳累計額	建物及び構築物	1,011百万円
	機械装置及び運搬具	6,451百万円
	その他	95百万円
無形固定資産の圧縮記帳累計額	その他	110百万円

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却資産の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

### (4) 保証債務等

① 債務保証	日本エアポートデリカ株式会社	225百万円
	東京空港交通株式会社	1,800百万円
	グローバルサービス株式会社	69百万円
	計	2,095百万円
② 保証予約	羽田みらい特定目的会社	666百万円

### (5) 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

### (6) 契約負債の金額(その他に含まれる契約負債の金額)

235百万円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損（洗替法による戻入額相殺後）が商品売上原価に含まれております。

	棚卸資産評価損	27百万円
(2) 営業収益のうち、顧客との契約から生じる収益の金額		267,549百万円
(3) 減損損失		

当社グループ会社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都大田区	賃貸物件等	建物及び構築物等	158百万円
東京都中央区他	店舗（物品販売）	建物及び構築物、有形固定資産 その他等	75百万円

当社グループは、原則として経営管理上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（234百万円）として特別損失に計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	93,145,400株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会決議による普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	5,122百万円
1株当たり配当額	55.0円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれております。

2025年11月7日開催の取締役会決議による普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	4,191百万円
1株当たり配当額	45.0円
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年12月12日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
2026年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定です。

配 当 金 の 総 額	4,656百万円
1 株 当 たり 配 当 額	50.0円
基 準 日	2026年3月31日
効 力 発 生 日	2026年6月26日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれておりません。

## 8. 金融商品に関する注記

### 8-1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については主として銀行借入及び社債の発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各事業部門の担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。これらについては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、これらについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ手段の相場変動の累計額とヘッジ対象の相場変動の累計額とを比較して有効性の評価を行っております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、組織・権限規程に基づいて経理部が行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社及び連結子会社では、各社の経理部門が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「8-2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### 8-2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（\*）2参照）。

また、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,828	1,594	△233
その他有価証券	15,113	15,113	—
(2) 社債	(76,675)	(64,861)	11,813
(3) 長期借入金	(114,765)	(108,691)	6,074
(4) デリバティブ取引	237	237	—

(\*) 1. 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*) 2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	9,868

(\*) 3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (百万円)
投資事業有限責任組合出資金	1,094

### 8-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	11,674	－	3,439	15,113
デリバティブ取引	－	237	－	237
資産計	11,674	237	3,439	15,351

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	1,594	－	1,594
資産計	－	1,594	－	1,594
社債	－	64,861	－	64,861
長期借入金	－	108,691	－	108,691
負債計	－	173,552	－	173,552

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法、インプットの説明、並びに有価証券、デリバティブ取引に関する事項

## (1) 投資有価証券

投資有価証券のうち上場株式につきましては、時価は取引所の価格によっており、レベル1に分類しております。市場価格のない社債は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。優先出資証券につきましては、一部観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価であることからレベル3に分類しております。

## (2) 社債

当社の発行する社債の時価につきましては、主として市場価格に基づき算定しています。連結子会社の発行する社債の時価につきましては、元利金の合計額を新規発行した場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しております。

(3) 長期借入金

1年以内返済長期借入金及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しております。

なお、1年以内返済長期借入金の連結貸借対照表計上額は、12,147百万円であります。

(4) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。時価につきましては取引先金融機関より提示された価格等により算出しており、レベル2に分類しております。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	18,622	12,585	237
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	8,550	7,650	—

(\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

当社グループはレベル3に区分される優先出資証券の時価の算定の評価プロセスに関して、経理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、経理担当者が四半期ごとに時価を算定しております。

優先出資証券の時価につきましては、不動産鑑定評価額等を加味した実質価額に基づいて算定しております。

なお、観察できないインプットの推計は行っておらず、また観察できないインプットの変動による影響額に重要性はありません。

期首残高から期末残高への調整表

				投資有価証券 (百万円)
期首	残高			2,969
		その他の包括利益に計上		470
期末	残高			3,439

(\*) 「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、羽田空港国内線及び国際線旅客ターミナルビルにおいて、一部の連結子会社は、羽田空港国際線旅客ターミナルビルにおいて、賃貸事務室及び賃貸商業施設をそれぞれ所有しております。また、当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル及び賃貸住宅等を所有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
251,960	627,679

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,265円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 313円95銭   |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (社債の発行)

当社は、2026年4月16日に、次のとおり「第7回及び第8回無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）」を発行いたしました。

#### (1) 第7回無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）

- ① 発行年月日 2026年4月16日
- ② 発行総額 10,000百万円
- ③ 発行価格 額面100円につき金100円
- ④ 利率 年2.147%
- ⑤ 償還方法 満期一括償還
- ⑥ 償還期限 2031年4月16日
- ⑦ 資金使途 設備投資及び借入金返済

#### (2) 第8回無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）

- ① 発行年月日 2026年4月16日
- ② 発行総額 20,000百万円
- ③ 発行価格 額面100円につき金100円
- ④ 利率 年2.874%
- ⑤ 償還方法 満期一括償還
- ⑥ 償還期限 2036年4月16日
- ⑦ 資金使途 設備投資及び借入金返済

## 12. その他の注記

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式報酬制度)

当社は、2024年6月26日開催の当社第80回定時株主総会決議及び2024年6月開催の当社の主要グループ子会社各社の株主総会決議により、当社及び当社の主要グループ子会社の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、対象取締役等を対象に、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意識を高めることを目的としております。

### 取引の概要

本制度は、当社が設定し金銭を拠出する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が当該取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、本制度に基づく当連結会計年度末の負担見込額については、株式給付引当金として計上しております。

### 信託が所有する自社の株式

信託が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,540百万円、311,542株であります。

# 株主資本等変動計算書

第82期 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
								配当準備金	別途積立金		
当期首残高	38,126	41,947	12,184	54,131	1,716	4,560	59,200	△4,385	61,091	△1,653	151,696
事業年度中の変動額											
剰余金の配当				—				△9,313	△9,313		△9,313
当期純利益				—				15,254	15,254		15,254
自己株式の取得				—					—	△0	△0
自己株式の処分				—					—	97	97
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—					—		—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	5,941	5,941	97	6,038
当期末残高	38,126	41,947	12,184	54,131	1,716	4,560	59,200	1,555	67,032	△1,556	157,734

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,791	2,791	154,487
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		—	△9,313
当期純利益		—	15,254
自己株式の取得		—	△0
自己株式の処分		—	97
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,384	1,384	1,384
事業年度中の変動額合計	1,384	1,384	7,422
当期末残高	4,175	4,175	161,910

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| ① 満期保有目的の債券                  | 原価法  |
| ② 子会社株式及び関連会社株式              | 移動平均法による原価法  |
| ③ その他有価証券<br>市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  |
| 市場価格のない株式等                   | 移動平均法による原価法<br>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法は、時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を残価設定額とする定額法を採用しております。

#### (5) 引当金の計上基準

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金   | 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。 |
| ② 賞与引当金   | 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。  |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。   |

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ア) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- イ) 過去勤務費用の費用及び数理計算上の差異処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。
- ⑤ 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業損失に備えるため、当該損失に対する当社負担見込額を計上しております。
- ⑥ 株式給付引当金 株式交付規程に基づく当社の取締役等への株式の交付に備えるため、当事業年度における債務見込額を計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、施設管理運営業、物品販売業、飲食業の3つの事業を展開しております。それぞれの事業における主な履行義務の内容、及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点等については、以下のとおりです。

なお、消化仕入及び業務委託店舗に係る収益等について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引は顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

① 施設管理運営業

施設管理運営業は、主に旅客ターミナルの建設、管理・運営、不動産賃貸等の事業を行っております。

家賃収入は、主に事務室家賃収入や店舗家賃収入で構成されており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に基づき、収益を計上しております。

施設利用料収入は、主に旅客取扱施設利用料収入で構成されており、旅客取扱施設供用規程に基づき旅客から旅客取扱施設利用料を徴収するものであり、当社は当該収入を旅客共通の利用に供する施設に係る費用に充当し、旅客ターミナルの適切な管理運営を行う義務を負っております。当該履行義務は航空運送事業者が提供する旅客の航空輸送役務の完了をもって充足されるものであり、旅客の航空輸送役務の完了した時点において収益を認識しております。

その他の収入は、主に駐車料収入、ラウンジ収入、広告収入等で構成されており、当該履行義務は駐車サービスの提供、ラウンジ利用サービスの提供、広告盤面の掲載等の役務の完了をもって充足されるものであり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間に渡り定額で収益を認識しております。

② 物品販売業

物品販売業は主に物販店舗の運営、卸売等を行っております。

国内線売店売上及び国際線売店売上については、物品を顧客に引き渡すことで履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点において収益を認識しております。

その他の売上については、主に業務受託売上で構成されており、物品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該物品を顧客に引き渡した時点において収益を認識しております。

③ 飲食業

飲食業は主に飲食店舗の運営、及び機内食の製造販売等を行っております。

飲食店舗売上については、主に業務受託売上で構成されており、顧客に飲食サービスを提供することで履行義務が充足されると判断しており、顧客に飲食サービスを提供した時点において収益を認識しております。

(7) その他

退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
-------------	---

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

当事業年度より、貸借対照表の一貫性及び明瞭性を高めるため、前事業年度において「投資その他の資産」の「その他の投資等」として掲記していたものを「その他」に名称を変更して表示しております。

(損益計算書)

当事業年度より、費目別に区分掲記していた「販売費及び一般管理費」について、損益計算書の一貫性及び明瞭性を高めるため、「販売費及び一般管理費」として一括掲記する方法に変更しております。

当事業年度より、損益計算書の一貫性及び明瞭性を高めるため、前事業年度において営業外収益の「雑収入」として掲記していたものを営業外収益の「その他」に、営業外費用の「雑損失」として掲記していたものを営業外費用の「その他」に名称を変更して表示しております。

## 3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)第80-26項の定めに従って注記を省略しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、財またはサービスの移転と交換に当社が受け取る取引価格には、一部、返品権付販売等の変動対価を含んでおります。変動対価は、卸売先の保税蔵置場における蔵置期限を超えたものを基準として見積もられており、直近の情報に基づき定期的に見直しております。また、契約に基づき返品されると見込まれる商品の契約上の返品価額及び売上原価相当額を除いた額を収益及び費用として認識しております。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報は収益認識会計基準第80-26項の定めに従って注記を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	投資有価証券 (注)	12,797百万円
	関係会社株式 (注)	15,854百万円
	長期貸付金 (注)	8,510百万円
(注) 関係会社の借入金等を担保するため、物上保証に供しております。		
(2) 国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額		
有形固定資産の圧縮記帳累計額	建物	713百万円
	機械及び装置	486百万円
	工具、器具及び備品	47百万円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額		331,173百万円
減価償却資産の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。		
(4) 関係会社に対する金銭債権・債務	短期金銭債権	49,157百万円
	長期金銭債権	9,277百万円
	短期金銭債務	56,107百万円
	長期金銭債務	448百万円
(5) 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入等に対して、債務保証等を行っております。		
① 債務保証	東京空港交通株式会社	1,800百万円
	株式会社櫻商会	166百万円
	A i r B I C 株式会社	408百万円
	株式会社羽田未来総合研究所	－百万円
	日本エアポートデリカ株式会社	225百万円
	グローバルサービス株式会社	69百万円
	株式会社Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹	－百万円
株式会社Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹および株式会社羽田未来総合研究所の債務保証に係る金額は関係会社事業損失引当金を控除した金額を記載しております。		
② 保証予約	羽田みらい特定目的会社	666百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

(1) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損（洗替法による戻入額相殺後）が商品売上原価に含まれております。

	棚卸資産評価損	27百万円
(2) 関係会社との取引高		
営業取引による取引高	営業収益	129,758百万円
	商品仕入高	10,471百万円
	販売費及び一般管理費	44,201百万円
営業取引以外の取引高		7,009百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 321,173株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託が保有する自社の株式311,542株が含まれております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

減価償却費損金超過額	9,445百万円
関係会社事業損失引当金	2,434百万円
退職給付引当金	1,304百万円
関係会社株式評価損	605百万円
投資有価証券等評価損	526百万円
減損損失	345百万円
賞与引当金	301百万円
未払事業税	297百万円
資産除却負債	151百万円
未払固定資産税否認額	147百万円
その他	717百万円

繰延税金資産小計 16,278百万円

評価性引当額 △4,060百万円

繰延税金資産合計 12,217百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △1,643百万円

退職給付信託設定益 △222百万円

その他 △128百万円

繰延税金負債合計 △1,994百万円

繰延税金資産の純額 10,223百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	東京国際空港ターミナル(株)	東京都大田区	100	東京国際空港国際線ターミナルビルの運営・管理	所有直接 51%	—	当社商品の仕入れ並びに店舗運営委託	売上高(注)1 利息の受取(注)2	121,881 1,475	売掛金 未収入金 投資有価証券 長期貸付金	34,734 5,044 8,520 8,510
子会社	東京エアポートレストラン(株)	東京都大田区	990	軽食の製造販売・有料待合室の運営	所有直接 60.48%	—	飲食業務の委託	利息の支払(注)3	49	預り金	3,828
子会社	(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹	東京都中央区	490	空港型市中免税店の運営	所有直接 67.5%	—	当社商品の仕入れ	利息の受取(注)2 (注)4	73	貸付金	5,500
子会社	国際協商(株)	東京都大田区	150	全国空港売店などへの卸売業および物品販売	所有直接 100%	—	商品の仕入れ	利息の支払(注)3	134	預り金	10,397
子会社	(株)日本空港ロジテム	東京都大田区	150	商品の運送、配送、検品	所有直接 100%	—	商品の運送、検品業務の委託	利息の支払(注)3	55	預り金	4,506
子会社	(株)ビッグウイング	東京都大田区	150	広告代理店業、イベント企画および運営	所有直接 100%	—	広告代理店業務の委託	利息の支払(注)3	86	預り金	6,860
子会社	日本空港テクノ(株)	東京都大田区	150	旅客ターミナル施設の整備保守管理および環境衛生管理	所有直接 100%	—	施設管理業務の委託	利息の支払(注)3 固定資産の取得	121 3,900	預り金 未払金	9,404 1,653
子会社	(株)羽田エアポートエンタープライズ	東京都大田区	50	店舗運営業務	所有直接 100%	—	直営店舗の運営業務委託	利息の支払(注)3	42	預り金	3,592

(注) 1 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上で決定しております。

(注) 2 利息の受取につきましては、市場金利及び取引条件等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注) 3 当社ではグループ内の資金を一元管理するため、キャッシュ・マネジメント・システムを一部の子会社に対して導入しております。なお、市場金利及び取引条件等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注) 4 (株)Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹につきましては、関係会社事業損失引当金6,692百万円を計上しております。また、当事業年度において特別利益609百万円計上しております。(株)Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹の金融機関借入金に対し、債務保証をしております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,744円27銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 164円36銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、2026年4月16日に、次のとおり「第7回及び第8回無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）」を発行いたしました。

### (1) 第7回無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）

- |         |                |
|---------|----------------|
| ① 発行年月日 | 2026年4月16日     |
| ② 発行総額  | 10,000百万円      |
| ③ 発行価格  | 額面100円につき金100円 |
| ④ 利率    | 年2.147%        |
| ⑤ 償還方法  | 満期一括償還         |
| ⑥ 償還期限  | 2031年4月16日     |
| ⑦ 資金使途  | 設備投資及び借入金返済    |

### (2) 第8回無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）

- |         |                |
|---------|----------------|
| ① 発行年月日 | 2026年4月16日     |
| ② 発行総額  | 20,000百万円      |
| ③ 発行価格  | 額面100円につき金100円 |
| ④ 利率    | 年2.874%        |
| ⑤ 償還方法  | 満期一括償還         |
| ⑥ 償還期限  | 2036年4月16日     |
| ⑦ 資金使途  | 設備投資及び借入金返済    |

## 11. その他の注記

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式報酬制度)

当社は、2024年6月26日開催の当社第80回定時株主総会決議により、当社の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、対象取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意識を高めることを目的としております。

取引の概要

本制度は、当社が設定し金銭を拠出する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が当該取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役等に対して交付され

る、という株式報酬制度です。

なお、本制度に基づく当事業年度末の負担見込額については、株式給付引当金として計上しております。  
信託が所有する自社の株式

信託が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業期間1,540百万円、311,542株であります。